



埼玉県報

第 2895 号
平成 29 年(2017 年)
4 月 28 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 国土調査としての指定（土地水政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 平成 29 年度埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- 平成 29 年度登録販売者試験の実施（保健医療政策課）

- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定 (生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 本庄北部土地改良区の役員就退任届 (本庄農林振興センター)
- 上里西部土地改良区の役員就退任届 (本庄農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の認可 (農業ビジネス支援課)
- 保安林の指定の解除 (森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 深谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 深谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 富士見都市計画事業藤久保第一土地区画整理事業の換地処分公告 (市街地整備課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定 (出納総務課)
- レーダ式速度測定装置 (定置式) に関する入札公告 (会計課)
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告 (会計課)
- 遺失物管理システム機器等の賃貸借に関する入札公告 (会計課)
- 可搬型映像記録装置の賃貸借に関する入札公告 (会計課)
- 保管場所標章印字機の賃貸借に関する入札公告 (会計課)

- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 一般国道 254 号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 29 年度埼玉県職員採用上級試験等の実施（任用審査課）
- 平成 29 年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施（任用審査課）
- 平成 29 年度埼玉県職員採用初級試験等の実施（任用審査課）
- 平成 29 年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施（任用審査課）
- 平成 29 年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施（任用審査課）
- 平成 29 年度埼玉県経験者職員採用試験の実施（任用審査課）

正誤

- 埼玉県告示第 469 号中訂正（さいたま農林振興センター）

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一三二の項中「本庄市小島」を「本庄市小島一丁目」に、「三七・一四」を「三七・一三」に、「八四」を「一四四」に改め、同表二二一の項中「入間市豊岡」を「入間市豊岡二丁目」に、「一六一」を「二六二」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第五百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として平成二十九年四月二十一日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
加須市	飯積Ⅰ（麦倉・飯積の一部）	平成二十九年四月二十一日から平成三十年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅱ（飯積の一部）	平成二十九年四月二十一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
中村病院	医療法人社団 心明会	吉川市鍋小路八一一	平成二十九年 三月一日
医療法人社団 仁真 会辻川ホームクリニック	医療法人社団 仁真会	蕨市中央五一一九一六 プレミールJIN	平成二十九年 三月一日
蓮田南クリニック	医療法人社団 三世会	蓮田市山ノ内二一四一 グ ツドタイムリビング埼玉蓮 田一階	平成二十九年 四月一日
医療法人社団 祐和 会長瀬クリニック	医療法人社団 祐和会	入間郡毛呂山町川角九四一 二	平成二十九年 三月二日
吉良歯科医院	吉良 武憲	入間市仏子八八四一	平成二十八年 九月一日
吉岡たかはし歯科	高橋 亮一	熊谷市万吉二二七一	平成二十九年 四月一日
りえこ歯科・矯正歯科 クリニック	大澤 理恵子	加須市道目四四七七七	平成二十九年 三月一日
ひばり通り歯科	池田 毅一郎	新座市栗原五一一二一〇 メゾンドひばりが丘一A	平成二十九年 三月一日
とも歯科医院	塚本 義久	北本市二ツ家三一一一五 A館二F	平成二十九年 四月一日
ドミ歯科クリニック	医療法人社団 彩り会	鶴ヶ島市五味ヶ谷二〇二一 二五	平成二十八年 七月一日

あらい薬局	有限会社 新井薬局	秩父市本町一―一九	平成二十九年 三月一日
ひばり薬局 東町店	株式会社 ケ アプランニング	所沢市東町二二―六 所 沢KMビル一階	平成二十九年 四月一日
ウエルシア薬局坂戸若 葉駅東口店	株式会社	坂戸市千代田三―一五― 一	平成二十九年 四月一日
ファミリー薬局 長瀬 店	株式会社 ファミリー	入間郡毛呂山町前久保南 四―二八―二七	平成二十九年 三月一日
ドラッグセイムス 入 間ペペ薬局	株式会社 富士薬品	入間市河原町二―一 六	平成二十九年 四月一日
そよ風薬局 川島店	株式会 社 リークル	比企郡川島町伊草九七― 六	平成二十九年 三月一日
訪問看護ステーション つくし野	合同会社 つくし野	所沢市上新井三―五四― 一三 ジュネスエイトII二 〇六	平成二十四年 十月一日
地域ケアステーション ゆずり葉	株式会 社 ピ コグラム	狭山市富士見二―一三― 七	平成二十九年 三月一日
「和」訪問看護ステ― ーション	合同会社 &N N	新座市あたご三―八―一 六	平成二十八年 一月一日
訪問看護ステ―ーション みのる	医療法人社団 薫風会	坂戸市薬師町一五―六	平成二十六年 二月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
小田上 諭		在宅医療マッサージ ライム	入間郡毛呂山町若山二一八一五		平成二十九年 三月十六日
柴山 和夫		KEiROW三 郷中央ステーション	三郷市早稲田二一三〇一八 ディアコート一〇二		平成二十九年 四月四日
山口 智		埼玉医科大学病 院東洋医学科	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八		平成二十八年 七月一日
田嶋 将大		たま駅前接骨院	東京都府中市紅葉丘三一四一 一〇 サンライトビル一F		平成二十九年 四月一日
早坂 泰斗		トレーナーステーション整骨院	茨城県守谷市けやき台三一二〇一		平成二十九年 四月一日
藤井 健志		藤井メディカル 整骨院	久喜市久喜東二一四四一七 シンコーマンション一〇一		平成二十九年 三月二十一日
高橋 成典		タカハシ接骨院 タカハシ指庄・ マッサージ院	秩父市野坂町二一五一一		平成二十九年 四月一日
山下 賢一		鎌形整骨院	比企郡嵐山町鎌形二〇三六一 一		平成二十九年 四月一日
金 哲		一花接骨院	草加市住吉一四一六		平成二十九年 三月一日
酒井 博之		春まごころ接骨 院	春日部市米島一一八六一七五		平成二十九年 四月五日

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
ゆりのき皮膚科 形成外科	所在地	白岡市野牛一一〇 四―一	白岡市新白岡七―一五 ―三

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所所在地		
真木 裕	花小金井南町接骨院	東京都小平市花小金井南町二―十八―三 一〇二	新狭山駅前接骨院	狭山市新狭山二―九― 二一
若山 智也	施術所名称	たんぼぼ整骨院阿佐 谷北口院	ナチュラル整骨院千歳 烏山院	
	施術所所在地	東京都杉並区阿佐谷 北二―三六―一四 横川ビルC棟一F	東京都世田谷区南烏山 六―三三―三三 ウィ スタリアハウス二―一 F	

香田 正憲		風野 幸雄	
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
一 J ロ ー ド ハ イ ム 一 〇	東 京 都 八 王 子 市 千 人 町 一 一 一 一	上 尾 市 原 新 町 一 九 一 一 一 F	ケ イ ロ ウ 上 尾 ス テ ー シ ョ ン
一 四 〇 九	入 間 市 小 谷 田 一 五 一 八	深 谷 市 宿 根 二 九 一 二	風 野 幸 雄

告 示

埼玉県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 心明会 中村病院	吉川市八子新田三七九	平成二十九年 二月二十八日
医療法人社団 仁真会 辻川ホームクリニック	戸田市上戸田五―二三―五 フアラン・ パークビルF	平成二十九年 二月二十八日
医療法人社団 祐和会 長瀬クリニック	入間郡毛呂山町川角一三三―六	平成二十九年 三月一日
生駒医院	久喜市栗橋一―二二―一	平成二十九年 三月二十五日
吉良歯科医院	入間市仏子九三七―一二	平成二十八年 八月三十一日
ひばり通り歯科	新座市栗原五―一二―二〇―一F	平成二十九年 二月二十八日
ドミ歯科クリニック	鶴ヶ島市五味ヶ谷二〇二―二五	平成二十八年 六月三十日
あらい薬局本町店	秩父市本町一―五	平成二十九年 二月二十八日
ファミリー薬局 長瀬店	入間郡毛呂山町川角一三〇―三	平成二十九年 二月二十八日
そよ風薬局 川島店	比企郡川島町伊草九七―六	平成二十九年 二月二十八日
グリーン薬局	三郷市高州一―五〇	平成二十九年 三月二十一日
薬局マツモトキヨシ 川口店	川口市並木三―四―一	平成二十八年 九月三十日

二 指定施術機関

遠山 勇太	氏名	
住所		
はっとりはり・ きゅう接骨院 (上落合院)	名称	施術所
さいたま市中央区上落合三ー一 〇ー二ー一〇一	所在地	
平成二十九年 三月三十一日	廃止年月日	

告 示

埼玉県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
高萩歯科	日高市高萩一九二〇一	平成二十九年 四月二十五日
わたしの歯医者さん	F 朝霞市朝志ヶ丘四一ー一メゾンソレイユ一	平成二十九年 四月一日

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

まえの薬局	こぐま薬局	株式会社エミール介護センター 支援事業所	名称
川口市東本郷 九〇六一一	川口市朝日 朝日一丁目F ベルシーエ	熊谷市日向 九二二二	所在地
株式会社 タウンメデイ カル	株式会社 タウンメデイ カル	株式会社 エミール介護 センター	開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	居宅介護支援	サービスの種類
平成二十九年 三月一日	平成二十九年 三月一日	平成二十八年 十一月一日	指定年月日

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>朝霞ケアセンター そよ風</p>	<p>名称</p>
<p>事業 所在地</p>	<p>変更事項</p>
<p>東京都港区 南青山二丁目 ユニーマーケット 青山ビル</p>	<p>変更前</p>
<p>東京都港区 青山二丁目七 山ビルプラセオ 山ビル</p>	<p>変更後</p>
<p>居宅介護支援 生活介護 短期入所 介護予防 生活介護</p>	<p>サービスの種類</p>

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

星薬局分店		星薬局		ファミリー薬局 長瀬店		アイン薬局 上尾二ツ宮店		鈴木薬局 春日部中央店		パール薬局 春日部店		間柴医院				名称
所沢市東所沢 一―二―一		所沢市東所沢 一―四―一		入間郡毛呂山町 川角一三〇―三		上尾市二ツ宮 九五五―一		春日部市中央 一―五二―八 埼玉県信連ビル 一F		春日部市緑町 四―一三―二二		飯能市緑町 三―四				所在地
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護	サービスの種類
平成二十九年 三月三十一日		平成二十九年 三月三十一日		平成二十九年 二月二十八日		平成二十九年 三月三十一日		平成二十九年 四月二十九日		平成二十九年 三月三十一日		平成二十年 三月二十四日				廃止年月日

<p>デイサービスはらいちば スマイル</p>		<p>株式会社大起エンゼル ヘルプ草加ケアセンター</p>		<p>あいふれんど</p>				<p>デイサービス ルルル</p>		<p>デイサービス まあむ 川口前川（一般型）</p>		<p>有限会社 川口中央 ケアサービス</p>			<p>やまどり薬局</p>	
<p>飯能市原市場 五五五―一</p>		<p>草加市松原三 草加松原団地 三〇〇四号</p>		<p>上尾市柏座 一―一―二―二</p>				<p>川口市北原台 一―一―五―八</p>		<p>川口市前上町 六―三―四</p>		<p>川口市原町 七―二〇森ビル</p>			<p>富士見市羽沢 一―一―七―一六</p>	
<p>介護予防 通所介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>居宅介護 支援</p>	<p>訪問介護</p>	<p>特定介護 予防 福祉用具 販売</p>	<p>介護 予防 福祉用具 貸与</p>	<p>特定福祉 用具販売</p>	<p>福祉用具 貸与</p>	<p>介護 予防 通所 介護</p>	<p>通所 介護</p>	<p>介護 予防 通所 介護</p>	<p>通所 介護</p>	<p>介護 予防 訪問 介護</p>	<p>居宅 介護 支援</p>	<p>訪問 介護</p>	<p>介護 予防 居宅 療養 管理 指導</p>	<p>居宅 療養 管理 指導</p>
<p>平成二十九年 二月二十八日</p>		<p>平成二十八年 三月三十一日</p>		<p>平成二十九年 二月二十八日</p>				<p>平成二十九年 二月二十八日</p>		<p>平成二十九年 二月二十八日</p>		<p>平成二十九年 三月三十一日</p>			<p>平成二十九年 三月三十一日</p>	

<p>地域密着型デイサービスまあむ川口本町</p>	<p>デイサービススマイルテラス高麗川</p>		
<p>川口市本町二丁目四一七</p>	<p>日高市四本木二丁目五一</p>		
<p>介護予防 認知症対応 通所介護</p>	<p>認知症対応 通所介護</p>	<p>介護予防 通所介護</p>	<p>通所介護</p>
<p>平成二十九年 二月二十八日</p>	<p>平成二十九年 二月二十八日</p>		

告 示

埼玉県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

アースサポート上尾		名称
八上尾市中妻二一六		所在地
訪問介護 訪問介護 訪問介護	訪問介護	サービスの種類
平成二十九年 五月一日		休止年月日

告示

埼玉県告示第五百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田 清司	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第五百三十七号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十九年 七月二十六日（水）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成二十九年六月十五日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時まで

郵送の場合は、平成二十九年六月一日（木）から六月十五日（木）まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年九月六日（水）午前十時から七日（木）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年九月六日（水）午前十時から十月五日（木）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十九年九月十日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験手続

イ 提出書類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十九条の五第一項に規定する申請書

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成二十九年六月十四日（水）から六月三十日（金）まで
埼玉県登録販売者試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成二十九年十月十日（火）午前十時から同年十月十一日（水）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年十月十日（火）午前十時から同年十一月九日（木）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第五百三十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十九年九月十七日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷さくらめいと

ロ 平成二十九年十月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十九年十一月十九日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十九年九月十一日

埼玉県川越市大字今福千二百九十五番二

川越南文化会館

ロ 平成二十九年十月四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十九年十一月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアマートつきのわ店

埼玉県比企郡滑川町の輪七丁目二十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアマートときがわ店

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川四千三百三十二―二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計四者

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十八年八月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア深谷国済寺店

埼玉県深谷市国済寺四百二十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計四者

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシアSM鳩山店

埼玉県比企郡鳩山町今宿東地区土地区画整理事業五街区八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベイスシア鳩山店

埼玉県比企郡鳩山町今宿東地区土地区画整理事業五街区八外

（変更後）ベイスシアSM鳩山店

埼玉県比企郡鳩山町今宿東地区土地区画整理事業五街区八外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイスシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイスシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイスシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイスシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十三日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木東口駅ビル

埼玉県新座市東北二丁目三十八番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 埼玉県生活環境保全条例第六十六条第一項の規定により、店舗面積が五百平方メートル以上の小売店営業等に係る午後十時から午前六時における騒音は規制の対象となっております。営業時間の変更に伴い、この規制の対象となりますので、規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。
- (2) 従前とおり、店舗利用者の路上駐車及び放置自転車等のないように努めてください。

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本庄北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	細 野 林之助	埼玉県本庄市日の出三丁目五番七号

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	小 暮 勝三郎	埼玉県本庄市牧西三百七十九番地

告示

埼玉県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	関根孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	相川岩雄	同 同 同 長浜千三百十五番地
同	一ノ瀬祐一	同 同 同 五明百五十番地三
同	入猛	同 同 同 同 七百六十一番地
同	生方積	同 同 同 同 勅使河原千三百四十番地
同	川田種利	同 同 同 同 藤木戸十番地
同	齊藤崇	同 同 同 同 十三番地
同	庄延男	同 同 同 同 長浜千五百一番地
同	杉山孝男	同 同 同 同 帯刀二百九十四番地
同	鈴木安義	同 同 同 同 長浜千二百二番地
同	関口一郎	同 同 同 同 勅使河原二千五番地一
同	立石洋行	同 同 同 同 長浜千三百六十二番地
同	並木利明	同 同 同 同 勅使河原千九百三十六番地
同	菲塚雅司	同 同 同 同 五明百四十二番地
同	橋本充由	同 同 同 同 二百九十六番地
同	村田仙太郎	同 同 同 同 六百二十四番地
同	吉澤幸衛	同 同 同 同 勅使河原八百八十番地四
同	吉田昭一	同 同 同 同 五明五百五十九番地一
監事	相川傳吉	同 同 同 同 同 五百五十五番地二
同	金井武司	同 同 同 同 同 七百三十二番地一
同	並木忠男	同 同 同 同 同 勅使河原八百六十九番地一
同	長谷川文男	同 同 同 同 同 長浜千八十四番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	関根孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
長谷川	並木	金井	相川	吉田	吉澤	森田	村田	細井	菲塚	並木	立石	関口	鈴木	杉山	庄	齊藤	川田	入	安藤	相川
文男	忠男	武司	傳吉	昭一	幸衛	計一	仙太郎	壽秀	雅司	利明	洋行	一郎	安義	孝男	延男	崇	種利	猛	昌	寛
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長浜千八十四番地一	勅使河原八百六十九番地一	同七百三十二番地一	同五百五十五番地二	同五明五百五十九番地一	同八百八十番地四	同勅使河原千七百九十三番地一	同六百二十四番地	同二百一番地	同五明百四十二番地	同勅使河原千九百三十六番地	同長浜千三百六十二番地	同勅使河原二千五番地一	同長浜千二百二番地	同帶刀二百九十四番地	同長浜千五百一番地	同同十三番地	同藤木戸十番地	同同七百六十一番地	同五明五百十六番地	同長浜千百九十六番地一

告示

埼玉県告示第五百四十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称		住所		所在地		面積（平方メートル）
新井 俊明 新井 富子	埼玉県川越市大字 平塚百十四番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十五番		二四三		
新井 博行	埼玉県川越市大字 平塚十七番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 六十九番ほか四筆		三、三六八		
飯野 勝次	埼玉県川越市大字 平塚六十七番地	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 六十四番一ほか一筆		二、三九九		
岡部 昭十郎	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十三番ほか三筆		三、八九四		
小田 輝男	埼玉県川越市大字 下小坂五百八十八 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十六番		一、五一〇		
木所 恵子	埼玉県川越市大字 下小坂六百一番地 十六	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十番ほか一筆		四、二〇七		
木所 茂夫	埼玉県川越市大字 下小坂千十四番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 八十四番		一、七九八		

田中 英子	田中 高夫	田中 幸太郎	瀬 彪	勢 茂治	関根 巧一	芝本 勇	小宮 正弘	小峰 啓男	小久保 一郎	栗原 清
埼玉県川越市大字 下小坂六百九番地	埼玉県川越市大字 下小坂七百十七番 地	埼玉県川越市大字 下小坂千二十五番 地	埼玉県川越市大字 下小坂千八番地	埼玉県川越市大字 鯨井百四十一番地	埼玉県鶴ヶ島市大 字藤金七百七十四 番地十五	埼玉県川越市大字 平塚三十三番地	埼玉県坂戸市大字 片柳二千百六十六 番地二サンハイツ 宮崎二百三号室	埼玉県川越市大字 下小坂千九番地	埼玉県川越市砂新 田五丁目二十一番 地二十九	埼玉県川越市大字 下小坂六百七十七 番地
埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十三番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十四番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十三番	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 六十三番ほか一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ二 百九十五番	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十番一	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十七番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十五番ほか一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ二 百九十九番一	埼玉県川越市大字 下小坂字田ハタ二 百七十六番一ほか 一筆
二四一	一、〇三一	二、六三四	三四五	四、七七一	一、四八三	八六九	五九六	二、〇六七	一、〇九四	三、六六八

平野 和広	平野 和夫	沼田 利夫	沼田 磯雄	戸田 信子	戸田 寿津雄	時田 勝海	田村 弘	田村 晴喜	田中 具視	田中 保代
埼玉県川越市大字 下小坂千十二番地	埼玉県川越市大字 下小坂五百四十八 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百七十九 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百八十二 番地一	埼玉県川越市大字 平塚新田十四番地	埼玉県川越市大字 平塚新田十一番地	埼玉県川越市大字 平塚四百四番地二一	埼玉県川越市大字 平塚三十二番地	埼玉県川越市大字 平塚新田六番地一	埼玉県川越市大字 平塚五十七番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百九十九 番地
埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十四番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百七十七番一ほか 四筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十一番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 六十二番ほか一筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 六十番ほか一筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十二番	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十二番一	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 五十七番ほか三筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十七番一	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 二十九番
二六二	三、 五六一	九〇二	一、 三〇六	一、 一九四	一、 八六五	一、 二五〇	一、 七七三	四、 八四九	一、 二三三	八五一

増田 日出雄	増田 剛	増田 澄江	増田 幾久治	増田 和夫	福田 明美	平野 義昭	平野 俊雄	平野 恒夫	平野 茂	平野 京子
埼玉県川越市大字 下小坂六百六十四 番地二	埼玉県川越市大字 下小坂六百三番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百六十六 番地	埼玉県川越市大字 下小坂五百八十九 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十五 番地	埼玉県川越市石原 町一丁目二十九番 地十九	埼玉県川越市大字 下小坂六百三十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂千十三番地	埼玉県川越市大字 下小坂千三十六番 地	埼玉県川越市大字 下小坂六百三十三 番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百三十三 番地
埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十六番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 二十六番一	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十七番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 七十六番二ほか四 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十七番一	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十五番ほか三 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 三十二番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百四十一番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百二十八番ほか六 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十七番
七〇二	九五	一、〇〇四	四、〇一五	二、九三〇	一四八	三、二六四	一、三七六	九八九	八、五九九	七一九

矢部 鈴江	安田 美津江	安田 みさ子	安田 昌男	安田 忠雄	安田 清美	森田 哲司	宮川 清	増田 正雄	増田 正明	増田 英樹
埼玉県川越市大字 平塚新田二番地	埼玉県川越市大字 平塚二百五十一番 地五	埼玉県川越市大字 平塚三十七番地三	埼玉県川越市大字 平塚八十四番地	埼玉県川越市大字 平塚四十一番地一	埼玉県川越市大字 平塚三十八番地	埼玉県川越市大字 平塚六十九番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百番地四	埼玉県川越市大字 下小坂六百四十九 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂千三十五番 地	埼玉県鶴ヶ島市南 町二丁目一番五 五百三号新鶴団地
埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十四番ほか一筆	埼玉県川越市大字 平塚字宇の木二百 五十九番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十六番ほか一筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十六番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 十四番ほか二筆	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 八十五番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十九番ほか一 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百七十五番一
一、 八二八	二、 〇九八	九 六五	九 四四	一、 〇六三	二、 二二三	一、 五七一	一、 三九二	二、 〇六五	一、 三七七	一、 七七三

石川 文男	石井 優夫	飯塚 弘	飯塚 武	飯塚 秋良	飯島 英雄	新井 操	新井 敏夫	荒井 大士	山下 富士子	矢部 嘉康
埼玉県加須市麦倉 百十五番地二	埼玉県加須市柳生 二千四百四十七番 地一	埼玉県加須市麦倉 二百十番地	埼玉県加須市麦倉 百七十三番地	埼玉県加須市麦倉 百四十六番地三	埼玉県加須市小野 袋千六百二十一番 地	埼玉県加須市柳生 千九百四十一番地	埼玉県加須市小野 袋六百十九番地	埼玉県加須市飯積 百八十三番地	埼玉県川越市大字 平塚新田十七番地	埼玉県川越市大字 平塚新田二番地七
埼玉県加須市柳生 字関下四百五番一 ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百五十四 番一ほか四筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十九 番一ほか五筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十番 一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百九番一	埼玉県加須市柳生 字中間八百六十三 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百六十五 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百八十二 番一ほか三筆	埼玉県加須市飯積 字本村二百五番四	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 四十三番一ほか二 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 八十七番ほか二筆
二、 八九九	三、 九一五	四、 八五二	三、 〇三五	九六七	一、 一二八	三、 八六八	二、 九三〇	一七八	二、 五六六	四、 〇二五

柿沼 重男	落合 栄	落合 一夫	小倉 和夫	岡安 富美夫	岡田 久男	江田 安雄	江川 芳夫	市澤 茂	五十畑 義一	石川 正義
地 二千三百八十四番 埼玉県加須市柳生	五番地一 群馬県邑楽郡板倉 町大字下五箇三十	地 袋千六百二十六番 埼玉県加須市小野	千四百二十番地 埼玉県加須市栄二	地 足千五百五十六番 埼玉県加須市上種	七番地 群馬県邑楽郡板倉 町大字下五箇三十	三 千五百九十九番地 埼玉県加須市柳生	三百五十五番地 埼玉県加須市芋荃	八百八十七番地 群馬県邑楽郡板倉 町大字海老瀬五千	三百七十番地 埼玉県加須市柳生	地一 二千八百四十三番 埼玉県加須市柳生
一ほか八筆 埼玉県加須市柳生 字中間七百十七番	番一 埼玉県加須市柳生 字関下五百二十七	番一ほか二十二筆 埼玉県加須市柳生 字関下四百六十五	番ほか十七筆 埼玉県加須市小野 袋字新田百二十六	番 埼玉県加須市上種 足五千六百四十一	番一ほか一筆 埼玉県加須市柳生 字関下四百五十四	番一ほか二筆 埼玉県加須市柳生 字関下四百五十八	十七番 埼玉県加須市戸室 字十三番千四百三	番一ほか九筆 埼玉県加須市柳生 字関下四百八十二	番一ほか一筆 埼玉県加須市柳生 字関下五百五十三	番一ほか一筆 埼玉県加須市柳生 字中間七百二十七
七、三四六	九六七	一七、一四一	一四、五六二	五、一五九	一、六四五	二、〇二九	一、五一三	八、八四七	一、三三三	一、九七八

中里 和人	中里 修	田口 長正	染宮 誠	杉山 榮一	下山 房巳	島崎 孝行	佐藤 充宏	佐藤 益弘	佐藤 重雄	小島 正義
地 埼玉県加須市柳生 二千四百二十八番	地 埼玉県加須市柳生 二千三百三十六番	埼玉県加須市小野 袋千八十三番地	地 埼玉県加須市柳生 二千二百五十九番	埼玉県加須市柳生 二千七百九番地	埼玉県加須市柳生 四十七番地	地 埼玉県加須市柳生 二千三百二十六番	埼玉県加須市飯積 四百七十五番地一	埼玉県加須市飯積 四百四十一番地一	埼玉県加須市飯積 四百七十二番地	地 埼玉県加須市小野 袋千六百四十九番
埼玉県加須市柳生 字中間八百六番一 ほか十二筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百四十七 番一ほか五筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百二十八 番一ほか二十三筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百三十一 番一ほか十九筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百四十番 一ほか十筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百四十二 番一ほか五筆	埼玉県加須市飯積 字北悪戸五番ほか 八筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百二十 四番ほか一筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百七十八 番一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百三十七 番一ほか二筆	
七、七一五	五、二二二	一九、五四三	七、八七七	六、四九六	九、一二四	五、五八〇	五、七一八	一、二六九	二、七五七	二、九〇一

矢島 恒男	森戸 政己	森戸 信雄	福地 良助	福地 信雄	早川 茂	羽鳥 恆江	橋本 一郎	野中 浩	農業生産法人株 式会社グリーン ファーム川島	中里 功一
埼玉県加須市戸室 千百九十番地	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市柳生 千六百二十七番地	埼玉県加須市柳生 千九百四十九番地	埼玉県加須市柳生 二千二百十七番地 二	埼玉県加須市柳生 千九百六十三番地	埼玉県加須市飯積 五百二十四番地	埼玉県加須市柳生 二千八百五十五番 地	埼玉県加須市飯積 三百八十四番地	埼玉県加須市柳生 百五十番地一	埼玉県加須市柳生 二千四百十一番地 一
埼玉県加須市戸室 字十一番八十一番 一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字中間七百六十二 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百四十九 番一ほか二筆	埼玉県加須市柳生 字関下五百五十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生 字関下四百六十七 番一ほか十一筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百五番一	埼玉県加須市飯積 字五反田六百八十 四番	埼玉県加須市柳生 字中間七百二十一 番一ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百九十 四番	埼玉県加須市柳生 字関下三百八十六 番一ほか二十五筆	埼玉県加須市柳生 字中間八百番一
九五三	二、八二三	二、九〇一	四、〇六八	一〇、五八二	一、二三二	九九八	三、四九一	四九九	一七、四八〇	七三二

大橋 一幸	株式会社外岡商店	渡邊 宏	渡邊 克行	吉澤 幹雄	横塚 高志	山本 文吉	山本 博	山本 啓二	山中 茂雄
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千二百九十八番地八二	静岡県賀茂郡南伊豆町中木三十九	埼玉県加須市飯積五百四十五番地	埼玉県加須市戸崎百二十一番地	埼玉県加須市柳生二百七十七番地	埼玉県加須市柳生二千三百八十番地	埼玉県加須市柳生千七百十五番地	埼玉県加須市柳生千七百二十三番地一	埼玉県加須市柳生二千三百二十番地一	埼玉県加須市柳生八百三十六番地二一
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字浅間二千五百六十一番一ほか十筆	埼玉県狭山市柏原字下双木千三百五番	埼玉県加須市飯積字五反田六百六十六番二ほか一筆	埼玉県加須市上高柳字山王千百九十四番	埼玉県加須市柳生字中間八百一番一ほか三筆	埼玉県加須市柳生字中間八百五十八番一ほか四筆	埼玉県加須市柳生字関下三百九十二番一ほか十九筆	埼玉県加須市柳生字関下三百九十四番ほか十筆	埼玉県加須市柳生字中間八百二十番一ほか六筆	埼玉県加須市柳生字関下五百四十番一ほか一筆
五、二七三	九九一	一、二四九	四四二	二、六〇五	二、九三〇	一〇、〇八〇	五、六五四	三、八九三	一、九一一

二 認可年月日

平成二十九年四月二十日

告 示

埼玉県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二二六の一から一二二六の三まで
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

平成二十八年埼玉県告示第九百一号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

平成二十八年埼玉県告示第二百九十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

平成二十八年埼玉県告示第九百九十六号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

平成二十八年埼玉県告示第千四百八十八号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十五号

平成二十八年埼玉県告示第十八号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

平成二十八年埼玉県告示第千四十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である鳩山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

平成二十八年埼玉県告示第四百七十五号で公示した基本測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

平成二十八年埼玉県告示第二百七十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

平成二十八年埼玉県告示第八百二十六号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十一日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十号

平成二十八年埼玉県告示第千四十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である鳩山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十一号

平成二十八年埼玉県告示第千五百七十三号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―三六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市上之字築場千五番一他四十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百三十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九―三一―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字川後岩入千八百二十二―一、字花火原千八百二十四―一、字三田堂二千三十七―一、二千四十一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 四千二百八十立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

和光市から和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十七号

深谷市から深谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十八号

深谷市から深谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により三芳町藤久保第一土地区画整理組合から富士見都市計画事業藤久保第一土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県上尾市大字原市三千三百三十六番地 原市団地四―六―一〇三

高橋 さゆり

二 指定年月日

平成二十九年四月二十四日

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

レーダ式速度測定装置（定置式） 13式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成30年2月28日（水）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月6日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月7日（水）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Speed Measuring Radar Device (Stationary) 13 sets
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:40 a.m. June 7, 2017 By mail;5:00 p.m. June 6, 2017 In person;10:40 a.m. June 7, 2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日（日）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月6日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月7日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of terminal device for police network access etc.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. June 7,2017 By mail;5:00 p.m. June 6,2017 In person;10:30 a.m. June 7,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第五百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

遺失物管理システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月6日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月7日（水）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of lost property control system device etc.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m. June 7,2017 By mail;5:00 p.m. June 6,2017 In person;10:20 a.m. June 7,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

可搬型映像記録装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年11月1日（水）から平成34年10月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部捜査第三課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月9日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月9日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月9日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月31日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of portable video recording device
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. June 9,2017 By mail;5:00 p.m. June 8,2017 In person;10:30 a.m. June 9,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

保管場所標章印字機の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日（日）から平成34年9月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通規制課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(2)アの交付方法により交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月8日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月8日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月8日（木）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月30日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
the parking space sticker printer
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
June 8, 2017 By mail;5:00 p.m. June 7, 2017 In person;10:30 a.m. June
8, 2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日（日）から平成34年9月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月8日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月7日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月8日（木）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年6月8日（木）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年5月30日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Groupware server for police network.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m.
June 8, 2017 By mail;5:00 p.m. June 7, 2017 In person;10:20 a.m. June
8, 2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市大字下南畑字乗越二五 五五番一地先		区 間
七一・九〇〃 七八・五〇	七七・五〇〃 七九・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三三三・六〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>入間市大字野田字前八木八七五番 一 地先から同市大字野田字山王塚 九四九番地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一三・五〇〇 一八・〇〇</p>	<p>一二・五〇〇 一三・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三三〇・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>入間市野田土地区画整理事業による。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	入間市大字野田字前八木八七五番一 地先から同市大字野田字山王塚九四九 番地先まで
供用開始の期日	平成二十九年四月二十八日
備考	平成二十九年四月二十 八日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第三号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長三三〇・四〇メー トル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年四月十九日

指令川建セ第二八〇〇二三一号

二 検査済証番号

平成二十九年四月二十六日

川建セ第二九〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字西荒井七百十番三、七百十一番二、七百十一番三、七百十一番四、七百十二番一、七百十二番二、七百十二番三、七百十二番四、七百十二番五、七百十二番六、七百十四番五、七百十四番六、七百十四番七、七百十七番四、七百十七番五、七百十七番六、七百十七番七、水路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町の輪二丁目三十四番地五

有限会社 根岸重機建設 代表取締役 根岸 清

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十八年九月十四日

指令川建セ第二八〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十九年四月二十五日

川建セ第二八〇〇七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字山際千二百八十八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田千三百二十五番地

二ノ宮 基嗣

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年三月二十七日

指令川建セ第二八〇〇二七一号

二 検査済証番号

平成二十九年四月二十五日

川建セ第二九〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字新道上百三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪百三番地五

原口 晃一

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十九年年度埼玉県職員採用上級試験及び平成二十九年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

- (1) 平成29年度埼玉県職員採用上級試験
 (2) 平成29年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	171人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) ○地方公務員法第16条に該当しない者 ○次に掲げる者 (1) 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(学歴不問) (2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 ※「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成30年3月31日までに資格を取得する見込みの者
	福祉	20人	
	心理	6人	
	設備	17人	
	(新方式)設備	うち新方式3人程度	
	総合土木	42人	
	(新方式)総合土木	うち新方式5人程度	
	建築	4人	
	(新方式)建築	うち新方式2人程度	
	化学	4人	
農業	14人		
林業	5人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		24人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	○ (選択解答制) (新方式を除く)	○ (一般行政のみ) 選択解答制)	○ (新方式を除く)	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	○ (選択解答制)		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月25日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月4日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月10日（月）から13日（木）までのいずれか1日及び7月31日（月）から8月17日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月28日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約202,700円（地域手当を含む。）である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成29年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成30年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成29年5月9日（火）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

5月9日（火）9時30分から5月22日（月）17時まで

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十九年 度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十九年 四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成29年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 20人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月25日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月4日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月10日（月）から13日（木）までのいずれか1日及び7月31日（月）から8月17日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月28日（月）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として約202,700円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成29年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成30年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成29年5月9日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課において、平成29年5月9日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月9日（火）9時30分から5月22日（月）17時まで

イ 郵送受付

5月9日（火）から5月22日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

5月9日（火）から5月22日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第三号

平成二十九年年度埼玉県職員採用初級試験及び平成二十九年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

- (1) 平成29年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成29年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	9人	<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条に該当しない者 <input type="checkbox"/> 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
	設備	2人	
	総合土木	3人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		16人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉県職員採用初級試験(設備及び総合土木)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月24日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月4日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月12日(木)及び10月24日(火)から10月26日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約165,000円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成29年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成30年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成29年5月9日（火）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月16日（水）9時30分から8月28日（月）17時まで

9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

平成二十九年年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成29年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 7人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月24日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月4日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月12日（木）及び10月24日（火）から10月26日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日（水）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として約165,000円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成29年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成30年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成29年5月9日（火）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課において、平成29年5月9日（火）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月16日（水）9時30分から8月28日（月）17時まで

イ 郵送受付

8月16日（水）から8月28日（月）まで（期間内消印有効）

ウ 持参受付

8月16日（水）から8月28日（月）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十九年年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成29年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	8人	<p>○地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	16人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	5人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p>

		(2) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
管理栄養士	1人	次に掲げる者で、管理栄養士の免許を有する者又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問) (1) 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 (2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
司書	15人	昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)
- イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

- ア 第1次試験 教養試験、専門試験
- イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師、保健師及び管理栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月25日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校・中学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月4日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月10日(月)から13日(木)までのいずれか1日及び7月31日(月)		8月28日(月)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示

から8月17日（木）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、さいたま市内で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。	するほか、合格者には文書で通知する。
--	--------------------

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 司書

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月24日（日）	埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市）	10月4日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月12日（木）及び10月24日（火）から10月26日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日（水）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給（地域手当を含む。）は、原則として下表のとおりである。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

職 種	給 与
薬 剤 師	約230,200円
獣 医 師	
保 健 師	約234,500円
管 理 栄 養 士	約209,100円
司 書	約177,300円

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成29年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許（資格）取得見込みの者にあつては、当該免許（資格）を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成30年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成29年5月9日（火）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師 管理栄養士	5月9日（火）9時30分から5月22日（月）17時まで
司 書	8月16日（水）9時30分から8月28日（月）17時まで

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第六号

平成二十九年年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

1 試験の名称

平成29年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 5人

設 備 3人

総合土木 5人

建 築 2人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和33年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの者 ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成29年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成29年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成29年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ

(3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月24日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月17日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月28日(土)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月14日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次試験	11月26日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。		12月8日(金)に第1次試験及び第2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験の内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合
約280,000円(地域手当を含む。)

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成29年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成30年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成29年7月3日（月）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月16日（水）9時30分から8月28日（月）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

正 誤

埼玉県告示第四百六十九号（平成二十九年四月十四日第二千八百九十一号）中訂
正

ページ 行

二 十四行目

野 誤
野 口 久 作 同 越谷市七左町七丁目二百九十七番地一

森 正
森 田 政 幸 同 さいたま市岩槻区大字大戸千五百八十一番地

二十六行目

森 誤
森 田 政 幸 同 さいたま市岩槻区大字大戸千五百八十一番地

石 正
石 關 精 三 同 さいたま市緑区大字三室六十一番地